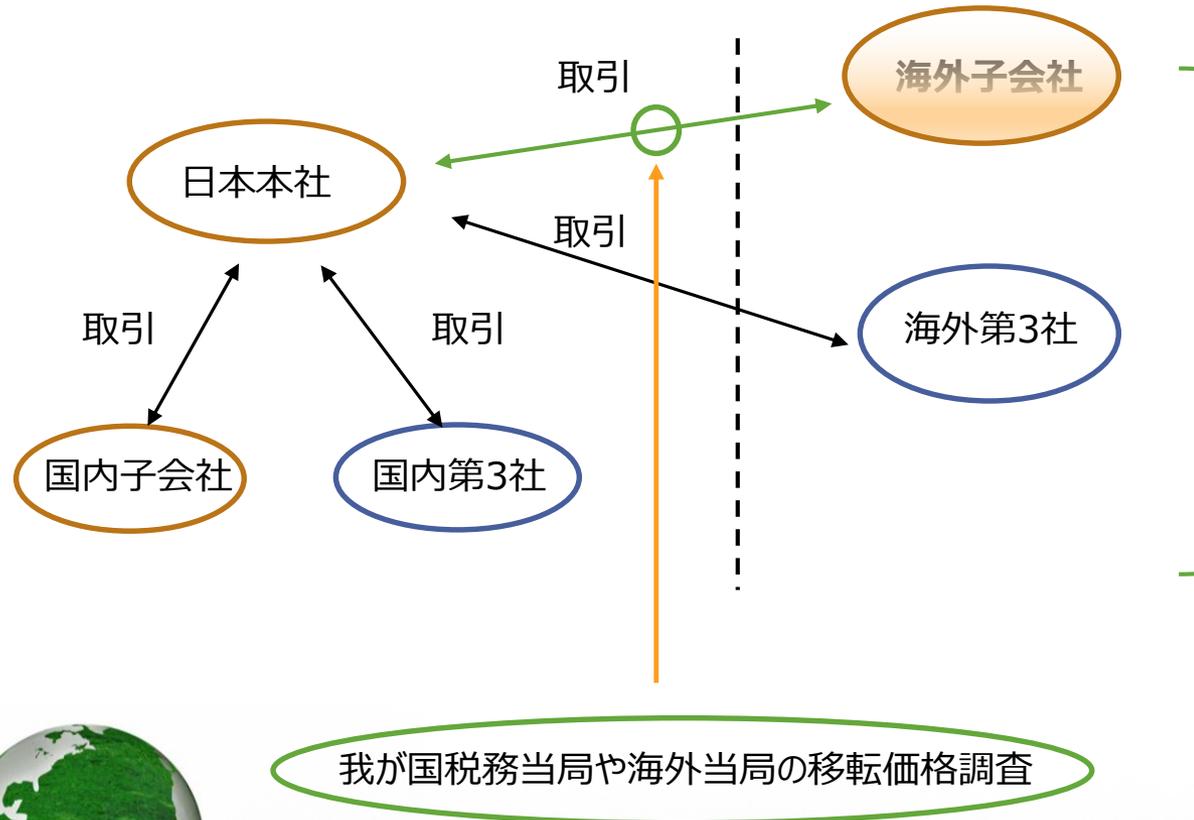


# 税制改正で変わる日本の移転価格税制

## ○ 移転価格税制の範囲



移転価格税制は  
海外の親会社等のグループ会社との  
製品取引やサービス取引などに適用



移転価格税制の調査は  
企業の行うグループ間取引の内容  
(価格、利益)につき税務上適切で  
あるかどうかにつき根拠を求めるもの  
(税務調査対策、企業コンプライアンス対策)

我が国では、租税特別措置法  
66条の4



# 税制改正で変わる日本の移転価格税制

## (ご参考) 我が国の移転価格税制について(制度の仕組み)

(税制の根拠条文) 措置法第66条の4・・・法人税の枠組みの中

(適用対象となる者)

- ・ 株式の持株関係が50%以上となる子会社等の法人との取引

(注) 諸外国では、持株比率20%以上など各国により基準が異なります。

(適用対象期間)

- ・ 最長で6事業年度

(適用を受ける主な取引)・・・およそグループ間での対価性のあるあらゆる取引(スポット、継続を問わない)に及ぶ。

- ・ 海外の子会社との、輸出取引、輸入取引などの
- ・ 技術導入などの対価としてのロイヤリティ取引
- ・ 不具合時の技術指導などの技術者派遣取引
- ・ 本社からのサービス提供などの役務提供取引
- ・ 広告宣伝費等の経費負担取引

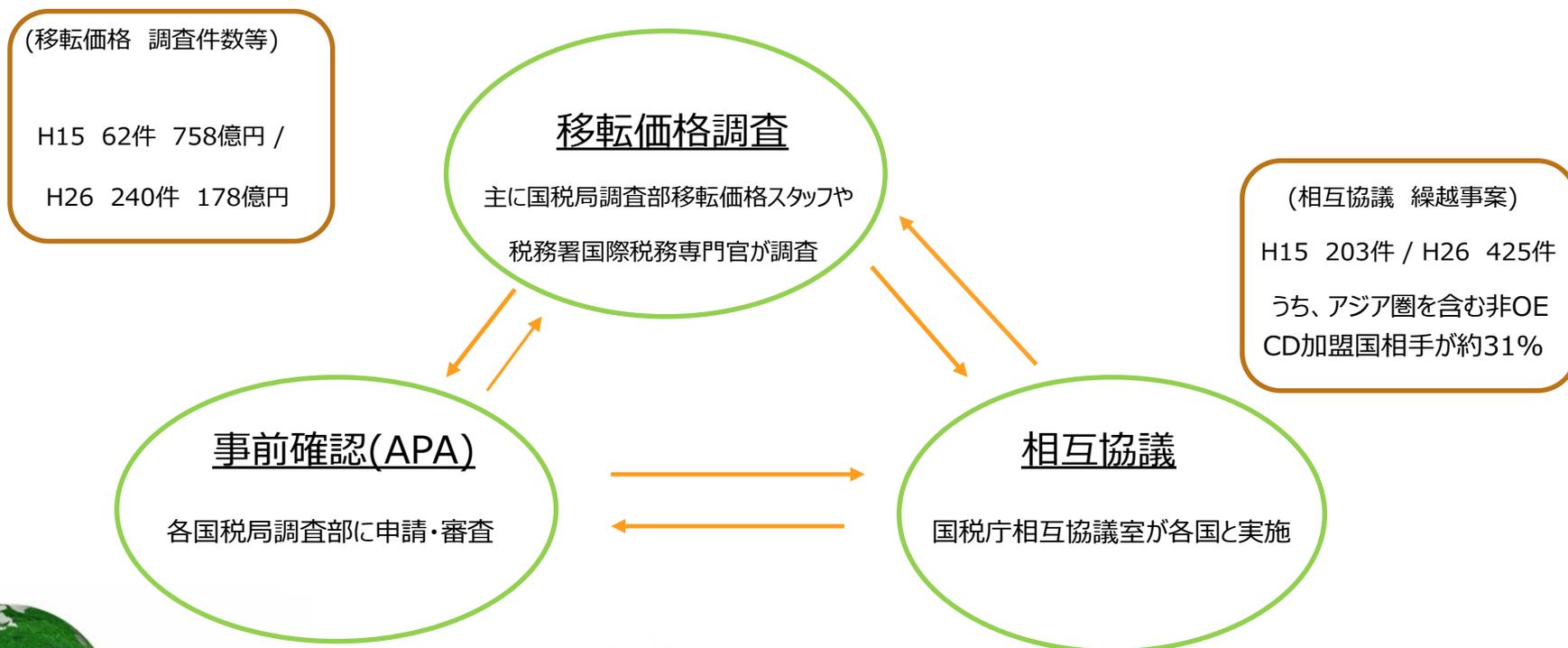
「物」の取引

「物」以外  
の取引



# 税制改正で変わる日本の移転価格税制

## (ご参考) 日本の実務の移転価格税制の3つの分野



# 税制改正で変わる日本の移転価格税制

## (ご参考) 我が国の移転価格調査の状況

(国税庁発表 移転価格課税件数と課税金額の推移)

年度	課税件数	課税金額	1件当たりの課税金額(平均)	法人税申告漏れ全体への割合
平成10年	59件	589億円	約10億円	約4%
平成17年	119件	2,836億円	約24億円	
平成22年	146件	698億円	約 5億円	
平成24年	222件	974億円	約 4億円	約10%
平成25年	170件	537億円	約 3億円	約7%
平成26年	240件	178億円	約0.7億円	約2%

- ・ 過去15年くらいでは、件数は拡大、大規模案件が減少し、問題とされる金額が小型化。

